

にいかわ信金の現況 2018.09

2018.4.1 ▶ 2018.9.30



日頃より、皆様には格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申しあげます。

この度、平成30年9月末現在における経営内容をお知らせする「にいかわ信金の現況 2018.09」を作成いたしました。ご高覧のうえ、一層のご理解をいただければ幸いです。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月



預金・貸出金の状況

(単位:百万円)

	29年9月末	30年3月末	30年9月末
預金	171,381	167,747	166,997
貸出金	67,084	66,642	66,095

預金は定期預金等の減少から、30年3月末比7億50百万円減少しました。
貸出金は、中小事業者向けの事業性融資は増加しましたが、住宅ローン等個人向け融資が減少したこと等から30年3月末比5億47百万円減少しました。

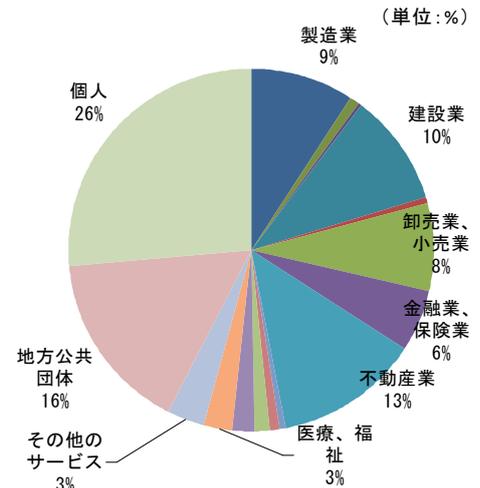
貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

	30年9月末	
	残高	構成比
製造業	5,998	9.07%
農業、林業	102	0.15%
漁業	556	0.84%
鉱業、採石業、砂利採取業	151	0.22%
建設業	6,603	9.99%
電気・ガス・熱供給・水道業	-	0.00%
情報通信業	-	0.00%
運輸業、郵便業	406	0.61%
卸売業、小売業	5,031	7.61%
金融業、保険業	3,797	5.74%
不動産業	8,310	12.57%
物品賃貸業	6	0.00%
学術研究、専門・技術サービス業	389	0.58%
宿泊業	575	0.86%
飲食業	959	1.45%
生活関連サービス業、娯楽業	1,242	1.87%
教育、学習支援業	31	0.04%
医療、福祉	1,682	2.54%
その他のサービス	2,110	3.19%
地方公共団体	10,783	16.31%
個人(住宅・消費・納税資金等)	17,354	26.25%
合計	66,095	100.00%

業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金業種別内訳(平成30年9月)



損益の状況

(単位:百万円)

	29年4月～9月	30年4月～9月	増減
業務純益	94	23	△71
経常利益	96	42	△54
当期純利益	89	42	△47

業務収益は、債券売却益・償還益等の減少があり前年同期比1億25百万円減少の8億70百万円となりました。業務費用は、債券償還損および経費の減少から54百万円減少の8億47百万円となりました。
結果、業務純益は71百万円減少の23百万円、経常利益は償却債権取立益の増加等から54百万円減少の42百万円、当期純利益は47百万円減少の42百万円となりました。

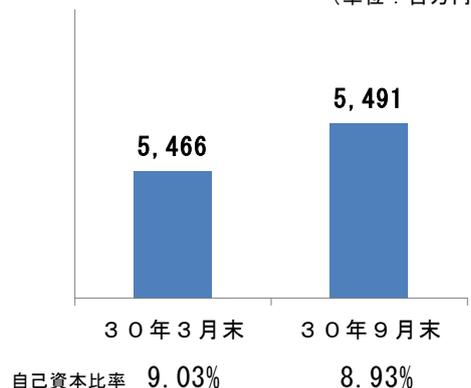
自己資本の構成と自己資本比率

(単位:百万円)

	30年3月末	30年9月末
出資金	506	504
利益剰余金	4,955	4,987
外部流出予定額(△)	10	-
一般貸倒引当金	79	79
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	5,531	5,571
無形固定資産	64	80
コア資本に係る調整項目の額 (B)	64	80
自己資本額[(A)-(B)] (C)	5,466	5,491
信用リスク・アセット額	57,068	57,987
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,464	3,464
リスク・アセット等計 (D)	60,532	61,451
単体自己資本比率 (C)/(D)	9.03%	8.93%

自己資本の状況

(単位:百万円)



有価証券の時価情報

(単位:百万円)

その他有価証券	種 類	30年3月末			30年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21	21	0	21	21	0
	債券	24,513	23,530	983	20,058	19,229	828
	国債	6,538	6,135	402	6,467	6,135	332
	地方債	5,166	4,976	189	5,094	4,929	165
	社債	12,808	12,417	390	8,495	8,165	330
	その他	1,523	1,510	12	772	765	7
	小 計	26,058	25,062	995	20,852	20,016	836
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	994	1,022	△ 27	6,006	6,066	△ 60
	国債	957	985	△ 27	1,136	1,180	△ 43
	地方債	-	-	-	299	300	△ 0
	社債	36	36	△ 0	4,570	4,586	△ 16
	その他	2,174	2,414	△ 240	3,395	3,692	△ 296
	小 計	3,168	3,436	△ 267	9,401	9,759	△ 357
合 計	29,226	28,498	727	30,254	29,775	479	

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(単位:百万円)

満期保有目的の債券	種 類	30年3月末			30年9月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	1,161	1,208	46	1,069	1,107	38
	社債	29	29	0	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,191	1,238	46	1,069	1,107	38
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	1,400	1,375	△ 24	1,700	1,661	△ 38
	小 計	1,400	1,375	△ 24	1,700	1,661	△ 38
合 計	2,591	2,613	21	2,769	2,768	0	

(注)1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権

(単位:百万円)

	30年3月末	30年9月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	582	605	23
危険債権	4,007	4,007	-
要管理債権	416	416	-
小計(金融再生法上の不良債権)	5,005	5,029	23
正常債権	62,182	62,159	△ 23
合計	67,188	67,188	-
不良債権比率	7.45%	7.49%	-

金融再生法上の不良債権残高
(単位:百万円)



上記平成30年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

- 平成30年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、同年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、同年3月末から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。また、平成30年9月末については、償却・引当見込み額、担保処分見込み額の半期中の債権の変動は勘案しておりませんが、金額3千万円以上の回収額は反映しております。
(※)破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが3ヶ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)
- 平成30年9月末の「要管理債権」の金額は、同年3月末時点における残高を前提とし増減額(第1項と同様)を反映しております。

●本資料に掲載している平成30年9月末および平成29年9月末の計数は、監査法人の監査を受けておりません。
●計数は、単位未満を切り捨てて表示しております。

お知らせ

はじめてみませんか にいかわ信金で！

個人型確定拠出年金

iDeCo



iDeCo普及推進キャラクター
「イデコちゃん」

公的年金にプラスして給付を受ける私的年金のひとつです。
加入する方が掛金(拠出)の金額を定め、その掛金の運用を
加入者の方ご自身が行い、その運用の結果によって将来受け
取る給付額が変動します。
掛金は全額所得控除され、税金が減少します。

「3つの税制優遇」

税制優遇 1

掛金を積み立てるとき
「全額所得控除」

税制優遇 2

運用するとき
「運用益非課税」

税制優遇 3

受け取るとき
・一時金は
「退職所得控除」
・年金は
「公的年金等控除」

ご加入に当たっての留意事項

- 確定拠出年金は、公的年金を補完する制度であり、原則として60歳(受取可能年齢)まで中途脱退、途中の引出しはできません。ただし、国民年金の保険料免除者で、法令要件を満たす場合は、脱退ができます。
- 掛金1か月あたり5,000円以上1,000円単位、毎年12月～翌年11月までの1年間で1回のみ変更できます。なお、原則、60歳(59歳11か月)まで拠出できます。
- 所得控除については、本人の所得のみに適用されます。
- 氏名、住所、企業年金等の加入状況、被保険者種別等に変更がある場合は、各種変更届の提出が必要となります。

※詳しくは当店窓口にお問い合わせください。

 **にいかわ信用金庫**

富山県魚津市双葉町6番5号
TEL. 0765-24-1214(代) FAX. 0765-24-6277
URL <http://www.shinkin.co.jp/niikawa/>

